

「つるがの四季」読者の皆様

高速増殖原型炉もんじゅの保守管理上の不備について

(独) 日本原子力研究開発機構
敦 賀 本 部

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

当機構の業務につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当機構では、昨年 11 月に公表いたしました「もんじゅ」における保安管理上の不備について、その後、敦賀本部に外部の専門家による「もんじゅ保守管理改善検討委員会」を設置し、そのご意見を伺いつつ、改善の取り組みを進めているところであります。

本件については、今般、原子力規制委員会において、評価及び今後の対応が審議され、その結果、当機構に対し原子炉等規制法に基づく二つの措置命令*を発することについて決定がなされました。

当機構としましては、原子力規制委員会のご判断を深刻に受け止め、猛省するとともに、経営の最重要課題として更なる改善に取り組み、一日も早い信頼回復に向けて万全を尽くしてまいりますので、今後ともご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

*原子炉等規制法に基づく二つの措置命令

①原子炉等規制法第 3 6 条に基づく保安措置命令
(保安管理体制及び品質保証体制の再構築など)

②原子炉等規制法第 3 7 条に基づく保安規定変更命令
(根本原因分析のやり直し及び再発防止策を見直した上での保安規定変更など)